

## 第 1 3 回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成 1 7 年 3 月 2 4 日 ( 木 ) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 1 8

2 場 所 事務局第 1 会議室

### 3 議 事

#### (1) 長崎大学における目標・計画の立案体制及び第三者評価対応体制等について

議長から、長崎大学における目標・計画の立案体制及び第三者評価対応体制等について審議の提案があった。

引き続き、理事（総務・企画担当）から、長崎大学における目標・計画の立案体制及び第三者評価対応体制に関する規則等（案）については、2月24日開催の教育研究評議会において原案を提示し各部局に持ち帰り検討するよう依頼していた旨と、本案に対して資料 1 - 1 のとおり意見等が出された旨の経過説明があった後、意見等に対する検討結果について、大要次のとおり説明があった。

##### 長崎大学計画・評価本部規則（案）について

大学全体の計画・評価の案を検討する際には各担当の理事による調整が必要となる。以前より学長からも説明があっているように、各部局と各担当理事との間で十分に連携をとりながら進めていくという運営方針であるため、計画・評価本部の組織に各担当理事を加えないと全体の調整ができない。そのため、計画・評価本部の下に専門部を置き、専門部長は各理事をもって充てると第 5 条に規定している。

##### 長崎大学における点検及び評価に関する規則（案）について

自己点検・評価の実施に関しては、連絡調整会議に報告し、各部局との連絡調整を密にして原案を作成していくこととしており、第 3 条第 3 項に規定しているとおりである。

##### 長崎大学における教員の個人評価に関する規則（案）について

医学部、歯学部及び薬学部は、キャンパスが離れており、また、それぞれ独自の教育プログラムを持っていることから、それぞれの部局で評価基準を定め、教員の個人評価を実施しているのが現状である。したがって、現時点では医歯薬学総合研究科としての個人評価の実施は難しいと考えている。今後、教員の個人評価を医歯薬学総合研究科として統一的に実施する場合には、その実施基準を含めて規程の整備を行う必要がある。医歯薬学総合研究科においては、同研究科の評価委員会の機能を医学部、歯学部、薬学部の間で十分に意見調整をした上で、個人評価に臨んでいただきたい。

以上のような説明を受け、審議の結果、長崎大学における目標・計画の立案体制及び第三者評価対応体制に関する規則として、資料 1 - 2 から資料 1 - 5 の 国立大学法人長崎大学基本規則の一部改正、長崎大学計画・評価本部規則の制定、長崎大学における点検及び評価に関する規則の制定、長崎大学における教員の個人評価に

関する規則の制定については、それぞれ原案どおり了承された。

(2) 平成17年度学内予算配分(案)について

議長から、平成17年度学内予算配分(案)について審議の提案があった。

引き続き、理事(財務担当)から、本件については、3月11日及び3月18日開催の連絡調整会議で各部局等からの意見に対する説明を行った旨と、その後特に意見等はなかった旨の経過説明があった後、資料2に基づき概要説明があった。

続いて、理事(人事・教育担当)から、全学教育経費については、経済学部の夜間主コースの負担分を除いて、対前年度比10%減を予定している旨の説明があった。

以上の説明を受けて、審議の結果、平成17年度の学内予算配分については、原案どおり了承された。

なお、議長から、本件については、具体的なインセンティブの付与の方法など今後検討が必要な部分はあるが、学長裁量経費などにより可能な限り各部局の特殊事情についても考慮したい旨の説明が加えられた。

(3) 支度料の廃止について

議長から、支度料の廃止について審議の提案があった。

引き続き、理事(財務担当)から、国家公務員の旅費に関する規則の中に外国旅費に係る支度料が措置された経緯等について説明があった後、支度料について見直しを行った結果、廃止することとしたい旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(4) 長崎大学学則の一部改正について

議長から、長崎大学学則の一部改正について審議の提案があった。

引き続き、学生支援部長から、本件については、現行の大学入学資格検定制度の見直しが行われ、高等学校卒業程度認定試験制度が新設されることに伴う規則の改正である旨の趣旨説明があった後、長崎大学学則の改正理由及び改正内容について資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 人事関係規則の整備について

議長から、人事関係規則の整備について審議の提案があった。

引き続き、理事(人事・教育担当)から、長崎大学職員就業規則の一部改正、長崎大学国際教育教員就業規則の制定、長崎大学有期雇用職員就業規則の制定、長崎大学における教員の任期に関する規則の一部改正、長崎大学客員教授等選考規則の一部改正、長崎大学医学部・歯学部附属病院メディカル・アシスタント取扱規程の制定、長崎大学プロジェクト研究員取扱規程の制定に関し、それぞれの制定理由及び制定内容又は改正理由及び改正内容について、資料4-1から資料4-7に基づき説明があった。

これを受けて、有期雇用職員と寄付講座の教員との関連、有期雇用職員として採用された者の一般の教員が持つ権利との関連、外部資金による有期雇用職員の採用の際

の取扱いなどについて意見交換があり、審議の結果、本件の人事関係規則の整備については、原案どおり了承された。

なお、議長から、現在、国立大学法人に対しては職員の雇用形態の多様化と柔軟性が求められており、今後は外部資金等を活用し、多様な人材の雇用を積極的に進めたい旨の発言があった。

(6) 長崎大学個人情報保護規則等の制定等について

議長から、長崎大学個人情報保護規則等の制定等について審議の提案があった。

引き続き、理事（社会貢献・情報担当）から、本件については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が本年4月1日に施行されることに伴い、本学における個人情報の保護に関する規則等を整備するものである旨の趣旨説明があった後、長崎大学個人情報保護規則等（案）の概要について、資料5-1に基づき説明があった。

続けて、長崎大学個人情報保護規則及び長崎大学個人情報管理規程の制定理由及び制定内容については資料5-2及び資料5-3に基づき、長崎大学情報公開委員会規則の改正理由及び改正内容については資料5-4に基づいてそれぞれ説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、審議の過程で、全学共通的な個人情報に関しては一元的に管理する必要があること、個人情報を管理する上でのマニュアルを作成願いたいこと、セキュリティに関してさらに万全を期する必要があることなどについて、意見交換があった。

また、本件が了承された後、同理事から、本件の内容については、各部局等において職員に周知願いたい旨の依頼と、個人情報の開示決定等に関する審査基準については、情報公開委員会で原案を検討済みであったが、国立大学協会から同審査基準案が提示されるなどの状況の変化があり、同委員会で再検討を行っているため、次回の教育研究評議会で審議願う予定としている旨の補足説明があった。

(7) 長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考規則等の制定について

議長から、長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考規則等の制定について審議の提案があった。

引き続き、学生支援部長から、本件については、独立行政法人日本学生支援機構が平成16年度から新設した「大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除制度」に対応するために規則等を制定するものである旨の趣旨説明があった後、本返還免除制度の概略について説明があった。

続けて、長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考規則及び長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会規程の制定理由及び制定内容について資料6に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、審議の過程で、大要次のような質疑応答があった。

学長賞表彰を受ける者に関しては、当然、本奨学金返還免除候補者となるのではないか。

意見のとおりと考えている。

平成16年度に本制度による奨学金の貸与を受けることとなった者以外の大学院学生については、どのような取扱いとなるのか。

本制度は独立行政法人日本学生支援機構による第一種奨学金の貸与を受けた大学院学生が対象であり、旧制度による奨学金の貸与を受けている者については、引き続き旧制度が適用される。

早期修了者についても本奨学金の返還免除候補者になり得るか。

早期修了についても正規の課程修了であることから、本奨学金の返還免除候補者の選考対象となり得る。

#### (8) 国立大学法人長崎大学ロゴマーク等の制定について

議長から、国立大学法人長崎大学ロゴマーク等の制定について審議の提案があった。

引き続き、理事（社会貢献・情報担当）から、3月10日開催の広報委員会です承された国立大学法人長崎大学のロゴマーク、ロゴタイプ及びスクールカラーについて資料7に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

### 4 報告事項

#### (1) 国立大学法人長崎大学の理事及び副学長の担当業務について

議長から、平成17年度における理事の担当業務、並びに、平成17年度から従来の学長補佐制度を廃止し、新たに副学長制度を設けたこと及びその担当業務等について、追加資料に基づき報告があった。

#### (2) 部局長等の選考結果について

議長から、3月31日付けで任期満了となる医学部・歯学部附属病院長の後任として、江口勝美医歯薬学総合研究科教授、現留学生センター長の辞任に伴う同センター長の後任として、小路武彦医歯薬学総合研究科教授、新設される環東シナ海海洋環境資源研究センター長として、松岡数充理事が、関係部局の教授会、センター計画委員会及びセンター設置準備委員会において、それぞれ選考された旨の報告があった。

#### (3) 情報メディア基盤センター専任教授の配置について

議長から、情報メディア基盤センター専任教授の配置について、資料8に基づき、大要次のような報告があった。

情報メディア基盤センターの基幹的部分である情報基盤部門を強化するためには教授を配置する必要があることから、2月18日開催の同センター計画委員会において、専任教授を配置することが了承された。この専任教授ポストについては、法人化後の全学的な定員管理の下で、学長から工学部に協力を求め、工学部の教授ポストを学長手持ち定員として拠出願い、それを本センターに配置することとし、工学部に対しては学長の手持ちの定員から助教授ポストを措置することとした。また、

本専任教授の選考に関しては、4月から5月にかけて公募を行うこととしている。

なお、現在の学長手持ち定員については、必要に応じ、様々なプロジェクトや全学からの要望等に対し、可能な限り柔軟に配置したいと考えている。

(4) 平成17年度長崎大学年度計画について

理事（総務・企画担当）から、平成17年度年度計画については、2月24日開催の教育研究評議会及び3月16日開催の経営協議会における審議を経て、3月22日開催の役員会で議決されている旨の経過説明の後、2月開催の教育研究評議会以降に一部字句の修正等を行った箇所について資料9-2に基づき報告があった。

続いて、本学の平成17年度年度計画として、資料9-2（右端欄）の平成17年度年度計画と資料9-3の予算及び人事計画を文部科学省に提出する旨の説明と、資料9-1については、本学の中期目標に示している最重点事項に関連した平成17年度年度計画の事項について整理したものである旨の説明があった。加えて、年度計画を推進するに当たっては経費が必要となるが、学長裁量経費、学生学習環境支援経費、特別教育研究経費、間接経費等を用いて実行していきたいと考えている旨の説明があった。

(5) 環東シナ海海洋環境資源研究センター規則の制定及び教員の任期制について

理事（総務・企画担当）から、2月24日開催の教育研究評議会において、環東シナ海海洋環境資源研究センターの設置計画については基本的に了承されたが、本センターにおける教員の任期制の導入については、再度検討の上、本評議会で説明することとなっていた旨の経緯説明の後、本センターの設置準備委員会等で検討した結果、センター発足後、本センターの計画委員会で再任の条件等を明確にし、できるだけ早い時期に任期制を導入することとした旨の説明があった。

引き続き、長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センター規則の制定について、資料10に基づき報告があった。

(6) 財務会計関係規程の一部改正について

理事（財務担当）から、旅費関係規程の改正に関し、長崎大学旅費規程、長崎大学船舶乗組員等に対する旅費支給規程、長崎大学外国人教師及び外国人研究員旅費規程の改正理由及び改正内容について、資料11-1から資料11-3に基づきそれぞれ報告があった。

引き続き、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程の改正理由及び改正内容について、資料11-4に基づき報告があった。

(7) 平成17年度「特色ある大学教育支援プログラム」について

理事（人事・教育担当）から、平成17年度特色ある大学教育支援プログラムに本学から申請する課題に関し、学長補佐体制のもとで書類審査及びヒアリング等を行い審議した結果、経済学部から申請のあった「長崎県の課題と実践的エコノミストの養

成～地域課題の解決プラン策定を通じた人材育成プログラム～」を文部科学省へ申請することとした旨の報告があった。

引き続き、他大学との共同の取組みとして申請する2件のプログラムに関する報告があった後、堀内教育学部教授から、教育学部が他大学と共同の取組みとして申請するプログラムに関し概要の説明があった。

(8) 長崎大学心の教育総合支援センター規則の制定について

学生支援部長から、本件については、平成17年度概算要求として採択された「心の教育総合支援事業」に関連して長崎大学心の教育総合支援センターが設置されることに伴う規則の制定である旨の趣旨説明があった後、長崎大学心の教育総合支援センター規則の制定理由及び制定内容について、資料12に基づき報告があった。

(9) 平成17年度文部科学省「大学国際戦略本部強化事業」の申請について

理事（研究・国際交流担当）から、平成17年度文部科学省「大学国際戦略本部強化事業」に申請した本学の事業内容について、資料13に基づき報告があった。

(10) 長崎大学国際連携研究戦略本部規則の制定について

理事（研究・国際交流担当）から、本件については、長崎大学国際連携研究戦略本部が設置されることに伴う規則の制定である旨の趣旨説明があった後、長崎大学国際連携研究戦略本部規則の制定理由及び制定内容について、資料14に基づき報告があった。

(11) 国立大学法人長崎大学基本規則の一部改正について

理事（総務・企画担当）から、本件については、国際連携研究戦略本部の設置などの組織の改編に伴う規則の改正である旨の趣旨説明があった後、国立大学法人長崎大学基本規則の改正理由及び改正内容について、資料15に基づき報告があった。

(12) 長崎大学利益相反マネジメントポリシーについて

理事（社会貢献・情報担当）から、本学の社会貢献活動が健全な形で行われるよう利益相反について本学がマネジメントするために定めたものである旨の趣旨説明があった後、長崎大学利益相反マネジメントポリシーの制定内容について、資料16に基づき報告があった。

(13) 長崎大学職務発明に対する補償金の支払要領の一部改正について

理事（社会貢献・情報担当）から、本件については、発明者の所属研究室及び本学に対する補償金等の見直しに伴う規定の整備である旨の趣旨説明があった後、長崎大学職務発明に対する補償金の支払要領の改正理由及び改正内容について、資料17に基づき報告があった。

(14) 学長選考会議における審議状況について - 学長の選考方法等について -

学長選考会議委員から，3月16日に開催された学長選考会議における審議の概要について，資料18に基づき報告があった。加えて，次回の本会議では，当日了承された長崎大学学長選考方法等について（骨子案）を基に，学長選考方法等に関する規則案を審議する予定である旨の説明があった。

(15) その他

ア 入学試験の実施体制等について

理事（人事・教育担当）から，本学の平成17年度入試において出題ミスがあった旨の報告と，出題に対するチェック体制の再構築について要請があった後，次年度の入試では出題ミスがないよう，特に各学部等で出題する科目のチェック体制を始めとする入試の実施体制等について再度検討するよう依頼があった。

イ 4月及び5月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から，4月及び5月の教育研究評議会の開催日時について連絡があった。

ウ 評議員の任期満了について

議長から，3月31日で任期満了となる評議員の紹介があり，各自から挨拶があった。

エ 理事の異動について

議長から，3月31日付けで辞任する財務担当理事（兼事務局長）の紹介があり，本人から挨拶があった。

オ 部課長等の異動について

事務局長から，部課長等の異動について紹介があり，各自から挨拶があった。

以 上